

## 随意契約及び比較見積省略理由書

本件は、原子力施設の放射線を常時監視している観測機器の耐震化を図るものです。観測局は原子力施設の周辺に設置しており、地震等の災害発生時において、放射線量の状況を把握する非常に重要な施設です。

現在、観測機器は床面とのビス止めにより固定しており耐震機能の確保ができていないため、本工事において観測機器に架台を設置し、床下にある根太となる鋼材と架台をボルト固定することで、耐震機能を確保する工事です。

架台設置時には、観測機器を移設するため、観測機器のシステムを停止させ、工事完了後にはシステムの再起動が必要となります。

観測機器のシステム操作は、当該システムの構成、各装置の機能・仕様等を熟知した上で、独自の技術を必要とする業務です。本案件において品質・機能を確保し適正に履行することができるのは、既設装置を設置し、動作確認を適切に履行している三菱電機株式会社以外にありません。

以上のことから、本件は地方自治法施行例第 167 条の 2 第 1 項 2 号「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に該当し、同社から見積書を徴したところ価格は妥当と考えられることから、同社と随意契約を締結することとし、財務規則運用第 62 条関係第 2 項第 1 号により比較見積書を省略する。